

## 「なりた子育てガイドブック」仕様書

### 1 概要

市民の子育てに役立つ情報をより分かりやすく提供するため、子育てに関する各種情報と企業などの広告（以下「広告」という。）を加えた冊子「なりた子育てガイドブック」（以下「冊子」という。）を、成田市（以下「市」という）と民間事業者などが協働で発行する。

### 2 業務分担

市は、協働発行业者に冊子の制作に必要な行政情報を提供し、協働発行业者は、冊子の制作に必要な行政情報以外の情報の収集並びに冊子の企画、編集、印刷および製本（以下「冊子の発行業務」という。）を行う。

### 3 発行時期

2021年6月、2022年6月および2023年6月

### 4 冊子の仕様等

冊子の仕様、企画の条件等は、次のとおりとする。

#### (1) 名 称

「なりた子育てガイドブック」

#### (2) 発行部数

6,000部

#### (3) サ イ ズ

A4判またはA5判

#### (4) ページ数（表紙裏表紙・広告を含む）

A4判：50ページ程度　A5判：70ページ程度

#### (5) 刷 り 色

フルカラー

#### (6) その他

その他必要と認められる事項については、市と十分協議のうえ、進めること。

### 5 冊子の企画および作成の条件

(1) 冊子の発行に必要な行政情報は、市が提供したものを使用すること。

(2) 冊子の発行業務に係る一切の業務は、協働発行业者が行うこと。ただし、冊子の企画、編集については、市と十分協議のうえ、遂行すること。

(3) 校正は文字校正3回以上、色校正1回以上(簡易色校1部)とする。

(4) 協働発行业者は、関係諸法令を遵守し、仕様書に定めるもののほか、企画提案書の記載事項のうち市が採択した事項についても履行する。

## 6 広告の掲載

冊子には、企業等の広告を掲載することができるものとするが、募集の方法、掲載の基準等については、次のとおりとする。

- (1) 冊子に掲載する広告は、協働発行业者が募集するものとし、市は、企業等に対して広告の掲載を直接呼びかけることなどはしない。
- (2) 広告の掲載により得られる収入は、協働事業者に帰属するものとする。
- (3) 広告の掲載にあたっては、成田市広告掲載要綱および成田市広告掲載基準を遵守する。また、競馬・競輪などの公営ギャンブルも広告として掲載できないものとする。
- (4) 広告は行政情報および地域情報と区別できるように掲載する。

## 7 作成経費

冊子の企画、編集、印刷、製本および納品に係る費用は、協働発行业者が全額負担するものとし、市は一切の費用を負担しない。

## 8 冊子の納品

冊子の納品は、次のとおりとする。

- (1) 冊子は、市が指定した場所へ納品すること。
- (2) 冊子の納品に併せて、PDF形式のファイルに変換し、市へ提供すること。
- (3) 市が必要と求めたときは、正誤表を作成し、市が指定した場所へ納品すること。

## 9 責任分担および問い合わせなどの対応

- (1) 行政情報および地域情報に関する責任は市が負い、問い合わせなどがあれば市が対応する。
- (2) 行政情報および地域情報以外に関しては協働発行业者が責任を負い、問い合わせなどがあれば協働発行业者が対応する。
- (3) 協働発行业者は、冊子への広告などの掲載により、第三者に損害を与えた場合は、協働発行业者または広告主の責任および負担において解決しなければならない。

## 10 損害賠償

- (1) 協働発行业者は、本事業の実施に関して市または第三者に損害を与えたときは、市の責めに帰すべき理由による場合を除き、その損害を賠償する。
- (2) 本事業の実施に関して協働発行业者の受けた損害については、市はいかなる責めも負わない。ただし、市の責めに帰する理由による場合は、この限りでない。

## 11 市の協定解除権

市は、協働発行业者が次の各号のいずれかに該当するときは、協定の全部または一部を解除することができる。なお、解除によって協働発行业者に損害が発生した場合、市はその賠償の責めを負わない。

- (1) 協働発行业者が、協定書および仕様書などに定める役割を履行しないとき、または履行の見込みがないと市が認めたとき。
- (2) 協働発行业者またはその代理人その他使用人などが、市の原稿の修正の依頼に応じないときまたは偽りその他の不正の行為があると市が認めたとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定義する暴力団、または暴力団員が協働発行业者の経営などに関与していることが発覚したとき。
- (4) その他協働発行业者が協定に違反したと認められるとき。

## 1 2 苦情の報告

協働発行业者は、冊子について市民などから苦情があったときは、直ちにその旨を市に報告すること。